

鳥取県告示第 917 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（平成 18 年度鳥取市都市計画図（数値地図 2,500）図化修正業務）
- 2 作業期間 平成 18 年 9 月 12 日から平成 19 年 3 月 20 日まで
- 3 作業地域 鳥取・福部・気高・鹿野・青谷・用瀬地域